

リベリア知的財産庁 (L I P O) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 LR. I
委 任 状	附属書 LR. II
発 明 者 宣 誓 書	附属書 LR. III

略語のリスト

国内官庁：	リベリア知的財産庁 (L I P O)
L P L：	2016年リベリア知的財産法
L P R：	2019年9月5日の特許に関する実施規則

指定（又は選択）官庁 LR	リベリア知的財産庁 (LIPO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 LR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	国内官庁に問合せされたい	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の付属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：米国・ドル（USD） 出願手数料…………… USD 400	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

LR	リベリア知的財産庁 (L I P O) (続き)	LR
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ²	出願人がリベリアに居住していない場合には、代理人の選任 発明者の宣誓書又は宣言書 ³	
誰が代理人として行為できるか？	リベリア知的財産庁(L I P O)の証明を受け法曹協会に登録 された代理人、又はL I P Oの証明を受けた知的財産代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか(PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な 注意」の両方の基準を適用する。	

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

様式（附属書LR. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 LR. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_lr.pdf

附属書 LR. III 発明者宣誓書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_lr.pdf